

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 7 号
件 名	健康保険証の存続を求める意見書の提出について
要 旨	<p>マイナンバーカードに別人の公金受取口座が誤って登録されるなどのトラブルが続出しています。マイナンバーカードの取得や健康保険証、公金受取口座などのひもづけは、本来個人の自由であるにもかかわらず、2024年秋の健康保険証廃止を法律で定め、事実上マイナンバーカードの取得を強要することになります。</p> <p>マイナンバーカードを健康保険証として使用する際に、誤登録や機器の不具合などから、医療機関の窓口でオンラインで資格の確認ができないなどのトラブルは、全国保険医団体連合会の推計で108万件にも及ぶとされています。医療機関の窓口で資格の確認ができないために、医療費全額の支払いを求められたケースも起きています。</p> <p>岸田首相は8月4日の記者会見で、健康保険証の廃止方針を変えず、マイナ保険証を持たない人には健康保険証に代わる資格確認書を交付すると言いました。マイナ保険証を持たない人に資格確認書を交付する作業は、各自治体や健康保険組合の職員が行うと思いますが、その作業は大変煩雑になると推測されます。万が一間違いがあったらと思うと、安心して医療機関にかかることができません。また、発行コストに約240億円もの膨大な経費がかかるとも聞いています。それならば、従来どおりの健康保険証の存続を強く願うものです。</p> <p>健康保険証の廃止は、国民皆保険制度の崩壊にもつながりかねず、中止、延期を求める声は、各世論調査で7割を超えています。</p> <p>については、地方自治法第99条の規定に基づき、私たち高齢者の切実な願いである健康保険証を存続させることについて、政府関係機関に意見書を送付されるよう陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和5年9月7日 市民厚生常任委員会
受 理	令和5年8月18日 第297号